

地方行政研究会 資料編

表1 地方上級試験(一般事務・行政系)の採用倍率の推移

	1980(S55)	1985(S60)	1990(H2)	1995(H7)	2000(H12)	2005(H17)	2010(H22)	2015(H27)	2020(R2)
北海道	20.3	22.7	6.4	37.8	53.9	57.5	11.9	6.4	3.9
青森県	13.6	20.8	4.6	15.9	21.3	52.5	7.0	5.6	4.2
岩手県	18.9	10.6	7.4	16.8	17.6	47.2	11.6	5.0	3.0
宮城県	47.8	15.7	8.8	18.8	47.6	34.7	13.1	9.7	4.7
秋田県	33.9	27.0	11.3	26.2	46.6	42.1	10.8	6.8	5.5
山形県	11.8	8.9	7.6	16.1	14.6	13.1	13.8	5.9	4.8
福島県	16.8	8.6	5.2	22.3	15.6	22.6	6.8	4.4	4.4
茨城県	27.3	12.1	9.7	26.0	29.4	26.3	20.9	9.9	6.7
栃木県	38.1	16.4	10.0	20.0	39.0	16.8	10.4	6.9	3.6
群馬県	41.6	16.4	10.5	31.4	51.9	64.8	12.1	10.7	4.1
埼玉県	11.6	6.7	4.4	17.0	32.9	29.0	16.5	6.6	3.8
千葉県	19.9	24.9	5.4	19.9	18.3	39.3	15.7	9.9	3.6
東京都	39.4	8.4	8.6	23.5	30.2	11.5	6.2	5.4	4.6
神奈川県	8.4	8.5	5.5	23.1	40.6	12.4	9.5	4.7	3.2
山梨県	15.3	9.6	5.8	14.8	22.8	14.5	11.1	9.6	5.3
長野県	15.8	12.5	5.7	26.2	66.3	14.4	9.3	5.8	4.0
新潟県	19.3	11.8	6.1	15.6	22.9	17.1	12.1	8.8	5.9
岐阜県	37.4	9.0	4.1	13.8	15.2	13.1	19.1	4.6	3.6
静岡県	22.9	8.3	6.3	20.1	22.3	8.7	8.5	4.3	3.9
愛知県	20.0	8.7	4.8	21.7	38.8	20.0	9.5	4.5	3.7
三重県	19.4	9.2	10.6	18.3	23.3	48.0	20.3	7.3	3.5
富山県	39.4	8.7	7.2	15.0	44.7	19.8	8.8	4.6	3.6
石川県	51.3	43.8	10.6	20.9	14.6	14.7	7.2	3.5	3.7
福井県	21.3	10.9	5.3	34.1	33.1	16.0	10.3	4.3	2.9
滋賀県	14.0	10.9	8.4	18.2	24.2	29.4	13.2	7.8	5.6
京都府	5.4	7.5	5.7	20.6	53.1	25.1	10.8	4.9	3.3
大阪府	9.5	15.6	10.7	61.5	45.1	20.5	17.2	5.8	3.8
兵庫県	10.9	10.3	5.6	24.5	29.5	25.3	17.2	7.8	5.3
奈良県	16.0	5.9	7.0	54.6	30.7	55.3	15.0	5.2	3.9
和歌山県	16.5	9.4	11.4	18.1	18.7	21.4	12.0	7.2	3.8
鳥取県	25.3	21.4	7.9	17.3	12.9	21.5	12.6	12.0	2.7
島根県	28.9	13.6	6.4	17.3	42.2	27.9	9.9	8.9	2.1
岡山県	47.7	8.0	8.7	29.5	16.1	21.8	10.4	4.0	4.1
広島県	7.9	6.1	6.3	15.4	15.9	66.5	9.3	6.6	4.3
山口県	25.1	15.1	8.4	24.3	26.8	28.7	10.2	5.8	3.0
徳島県	14.2	10.9	6.6	23.7	25.5	23.3	17.0	9.6	5.8
香川県	14.5	8.8	6.8	12.5	23.5	37.9	8.3	4.8	3.8
愛媛県	9.1	8.0	6.0	25.8	17.5	28.9	13.4	7.9	4.5
高知県	29.0	8.8	7.2	43.2	18.4	23.8	12.1	12.5	3.7
福岡県	15.9	16.1	12.4	33.5	28.4	33.1	16.5	12.4	9.5
佐賀県	19.5	12.1	8.8	54.9	21.6	19.4	23.8	11.8	8.1
長崎県	6.0	19.5	15.8	16.0	31.6	31.1	11.6	6.7	4.4
熊本県	8.7	14.0	9.3	22.2	25.1	27.0	13.6	7.8	5.7
大分県	17.6	11.9	9.1	21.0	21.5	33.9	14.5	6.1	2.9
宮崎県	12.4	11.7	7.9	31.4	23.6	30.7	14.2	6.1	2.8
鹿児島県	14.8	18.6	7.7	23.5	29.9	71.6	21.1	11.6	6.4
沖縄県	37.5	25.0	17.4	15.5	22.0	67.9	25.8	15.3	13.2
札幌市	17.1	14.1	8.3	18.1	18.1	22.6	13.6	9.5	5.1
仙台市	41.7	19.6	9.0	23.3	67.1	37.8	13.4	9.0	6.4
特別区	6.0	7.4	4.0	17.7	23.4	13.9	8.4	5.6	4.7
横浜市	7.5	7.5	4.7	31.8	19.5	15.2	9.4	7.2	5.0
川崎市	7.2	12.4	3.3	9.7	11.3	11.9	10.7	6.8	4.3
名古屋市	11.9	7.3	3.3	19.6	9.2	12.5	5.5	3.2	2.6
京都市	7.2	10.0	5.6	20.1	11.4	12.8	10.7	6.0	5.4
大阪市	15.6	17.6	9.0	23.6	25.1	34.2	16.1	7.4	2.6
神戸市	24.5	11.6	3.2	15.7	34.0	45.7	11.5	5.7	4.8
広島市	9.4	11.3	7.7	17.0	17.6	279.0	13.6	5.4	5.2
北九州市	13.6	8.1	5.8	18.9	15.0	28.9	29.2	11.1	6.9
福岡市	47.3	19.0	15.5	40.8	26.7	42.3	18.6	17.5	6.7

表5 試験タイプ別 教養試験内容の変化

	全国型				関東型				中部・北陸型				東京都				特別区			
	1990(H2)	1999(H11)	2023(R5)		1990(H2)	1999(H11)	2023(R5)		1990(H2)	1999(H11)	2023(R5)		1990(H2)	1999(H11)	2023(R5)		1990(H2)	1999(H11)	2023(R5)	
法律			3				3				2				2				1	
政治			1				1				1				0				2	
経済			2				3				2				1				1	
政治・経済	7	7			7	7			6	6			9	9			10	7		
社会	2	3	6		3	3	7		3	1	5							2		
時事・社会事情															5				4	
日本史	3	3	2		2	3	3		1	1	2		2	2	1		2	2	1	
世界史	3	2	2		2	2	3		2	2	3		2	2	1		1	1	1	
地理	2	3	2		2	2	3		3	3	3		2	2	1		2	1	1	
文学・芸術					1	1			1	1				2	1		1	1		
思想						1				2			2	1			1	1	1	
国語																	3	3		
数学	1	1	1		1	1	1				1									
物理	2	1	1		2	2	1		2	2	1		3	3	1		3	3	2	
化学	2	2	2		2	2	2		2	2	2		3	3	1		3	2	2	
生物	2	2	2		2	2	2		2	2	2		2	2	1		2	2	2	
地学	1	1	1		2	2	1		2	2	1		1		1		1	1	2	
文章理解	9	9	8		8	12	8		9	9	8		8	8	8		6	7	9	
判断推理	10	9	10		9	3	7		9	8	10		4	4	5		4	5	10	
数の推理	5	6	6		4	4	4		6	7	6		4	4	7		4	5	4	
資料解釈	1	1	1		2	3	1		2	2	1		4	4	4		4	4	4	
空間把握													2	4			3	3		
	40	50	50		50	40/50	40/50		50	50	50		50	45/50	40		50	45/50	40/48	

表6 試験タイプ別 専門試験内容の変化

	全国型			関東型			中部・北陸型			東京都			特別区		
	1991(H2)	1999(H11)	2023(R5)	1991(H2)	1999(H11)	2023(R5)	1991(H2)	1999(H11)	2023(R5)	1991(H2)	1999(H11)	2023(R5)	1991(H2)	1999(H11)	2023(R5)
憲法	4	4	4	4	4	4	6	6	5	5	5		5	5	5
行政法	5	5	5	5	5	5	7	6	8	5	5		5	5	5
民法	5	4	4	5	4	6	7	6	7	5	5		4	4	10*
刑法	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
労働法	2	2	2	2	2	2	3	2	2	5			3	3	
商法				2	2		2								
政治学	2	2	2	4	4	2	4	4	2	5	6		5	5	5
行政学	2	2	2	3	3	2	2	2	2	5	4		5	4	5
社会政策	3	3	3	3	3	3	1	2	2	5			3		
社会学								2	2	5	5		3	3	5
国際関係		2	2		2	3		2	2						O
経済原論	9	10	9	9	11	12	9	8	8	6	10		6	5	10**
財政学	2	3	3	5	6	4	2	3	3	6	5		5	5	5
経済学史	1			1						3			1		
経済史	1			2	1	1	1			1			2		
経済政策		1		2	1	2	1	2	2	4			2	4	
経済事情	2			1			2	2	3						
経営学			2			2	1							3	5
法律等※											5			4	
合計	40	40	40	40/50	40/50	40/50	40/50	40/50	40/50	40/50	40/50		45/50	40/50	40/55

表7 専門記述試験の実施団体

1976(S51)	2000(H12)	2005(H17)	2009(H21)	2015(H27)	2020(R2)
北海道	北海道	岩手県	北海道	東京都	東京都
岩手県	岩手県	東京都	東京都	(1団体)	(1団体)
宮城県	山形県	神奈川県	大阪市		
福島県	千葉県	福井県	北九州市		
茨城県	東京都	大阪府	(3団体)		
千葉県	神奈川県	香川県			
東京都	福井県	熊本県			
神奈川県	大阪府	鹿児島県			
富山県	奈良県	特別区			
福井県2次	鳥取県	横浜市			
滋賀県	岡山県	京都市			
大阪府	香川県	大阪市			
奈良県	福岡県	神戸市			
鳥取県	熊本県	北九州市			
岡山県	宮崎県	(14団体)			
広島県	鹿児島県				
山口県	札幌市				
香川県	特別区				
福岡県	横浜市				
(19都道府県)	名古屋市				
政令市情報無し	大阪市				
	神戸市				
	北九州市				
	(23団体)				

表8 専門択一試験なしの試験区分を持つ団体

1999(H11)	2005(H17)	2010(H22)	2015(H27)	2022(R4)
横浜市	岩手県	岩手県	北海道	北海道
名古屋市	愛知県	秋田県	秋田県	秋田県
(2団体)	三重県	神奈川県	東京都	群馬県
	京都府	愛知県	神奈川県	千葉県
	横浜市	三重県	山梨県	東京都
	名古屋市	京都府	長野県	山梨県
	北九州市	大阪府	静岡県	長野県
	(7団体)	高知県	愛知県	岐阜県
		佐賀県	三重県	静岡県
		横浜市	京都府	愛知県
		名古屋市	大阪府	三重県
		北九州市	奈良県	福井県
		(11団体)	鳥取県	滋賀県
			広島県	京都府
			高知県	大阪府
			佐賀県	奈良県
			長崎県	和歌山県
			札幌市	鳥取県
			横浜市	広島県
			名古屋市	香川県
			大阪市	愛媛県
			北九州市	佐賀県
			(22団体)	長崎県
				宮崎県
				鹿児島県
				横浜市
				川崎市
				名古屋市
				大阪市
				北九州市
				(30団体)

※グレーは専門択一試験だけでなく従来の教養択一試験を廃止、あるいは難易度の低い試験に代替した自治体

表9 民間型基礎能力検査を採用した団体

2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2024(R6)
大阪府 (1団体)	大阪府 (1団体)	大阪府 (1団体)	京都府 大阪府 鳥取県 (3団体)	滋賀県 京都府 大阪府 鳥取県 (4団体)	長野県 滋賀県 京都府 大阪府 鳥取県 香川県 愛媛県 宮崎県 鹿児島県 (9団体)	長野県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 鳥取県 香川県 愛媛県 長崎県 宮崎県 鹿児島県 北九州市 (12団体)	群馬県 長野県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 和歌山県* 鳥取県 広島県 香川県 愛媛県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県 大阪市 神戸市 北九州市 (19団体)	岩手県 茨城県 栃木県* 群馬県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 新潟県 岐阜県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県* 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 香川県* 愛媛県* 高知県 長崎県 大分県* 鹿児島県 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 (34団体)

無印は SPI 3 *は SCOA を採用

地方公務員法

第二節 任用

(任用の根本基準)

第十五条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(定義)

第十五条の二 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
- 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- 三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。
- 四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
- 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。
- 2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。
- 3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(任命の方法)

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この節において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。

(採用の方法)

第十七条の二 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。）で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。以下同じ。）によることを妨げない。

2 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

3 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下この節において「人事委員会等」という。）は、正式任用になつてある職に就いていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基づく廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、採用手続

及び採用の際における身分に関し必要な事項を定めることができる。

(試験機関)

第十八条 採用のための競争試験（以下「採用試験」という。）又は選考は、人事委員会等が行うものとする。ただし、人事委員会等は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、採用試験又は選考を行うことができる。

(採用試験の公開平等)

第十八条の二 採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

(受験の阻害及び情報提供の禁止)

第十八条の三 試験機関に属する者その他職員は、受験を阻害し、又は受験に不当な影響を与える目的をもって特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

(受験の資格要件)

第十九条 人事委員会等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であつて最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

(採用試験の目的及び方法)

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 採用試験は、筆記試験その他の人事委員会等が定める方法により行うものとする。

(採用候補者名簿の作成及びこれによる採用)

第二十一条 人事委員会を置く地方公共団体における採用試験による職員の採用については、人事委員会は、試験ごとに採用候補者名簿を作成するものとする。

2 採用候補者名簿には、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を記載するものとする。

3 採用候補者名簿による職員の採用は、任命権者が、人事委員会の提示する当該名簿に記載された者の中から行うものとする。

4 採用候補者名簿に記載された者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合その他の人事委員会規則で定める場合には、人事委員会は、他の最も適当な採用候補者名簿に記載された者を加えて提示することを妨げない。

5 前各項に定めるものを除くほか、採用候補者名簿の作成及びこれによる採用の方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めなければならない。

(選考による採用)

第二十一条の二 選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 選考による職員の採用は、任命権者が、人事委員会等の行う選考に合格した者の中から行うものとする。

3 人事委員会等は、その定める職員の職について前条第一項に規定する採用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の採用試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の採用試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

<出典：e-gov 法令検索 https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000261#Mp-Ch_3-Se_2 2025 年 9 月 15 日参照>